

≪ 合意分割制度について ≫→平成 19 年 4 月 1 日施行

離婚等(①離婚②婚姻の取消し(法定原因がある場合に、ある一定の者が家庭裁判所に請求することによって、婚姻の取消しが可能となるもの)③事実上の婚姻関係の解消(この場合には、当事者の一方が国民年金の第 3 号被保険者とされていた場合に限ります))したときに、婚姻期間の厚生年金(保険料納付)記録(つまり、標準報酬月額・標準賞与額、総称して標準報酬)について多い方(第 1 号改定者)から少ない方(第 2 号改定者)へ分割するのが「**合意分割制度**」です。

これは「**3 号分割制度**」のように、国民年金の第 3 号被保険者(被扶養配偶者)であったものからの請求により当然に分割されるものではなく、両者の合意又は家庭裁判所の決定(調停の成立又は審判の確定)によって「**按分割合**」が決まり、それに基づき、第 1 号改定者においては分割される額、第 2 号改定者においては分割を受ける額が改定又は決定されるものです。当該制度の正式な名称は「**離婚等をした場合における特例**」ですが、一般的には「**合意分割**」と呼ばれています。

【用語の説明】

● 対象期間

年金分割の対象となる期間を言い、具体的には、婚姻期間が対象期間(当該期間に係る被保険者期間は、対象期間の初日の属する月から対象期間の末日の属する月の前月までの期間)となります。合意分割は平成 19 年 4 月 1 日以後に離婚等した場合にしかできませんが、この日より前の婚姻期間も対象期間となります。

なお、3 号分割では、平成 20 年 4 月 1 日以後の婚姻期間で配偶者のいずれかが国民年金の第 3 号被保険者であった期間(当該期間を「**特定期間**」(当該期間に係る被保険者期間は、特定期間の初日の属する月から特定期間の末日の属する月の前月までの期間)と言います)が対象となります。

● 対象期間標準報酬総額

対象期間に係る被保険者期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額を対象期間の末日における再評価率を用いて再評価したもので、離婚等する両者それぞれにつき算定されます。

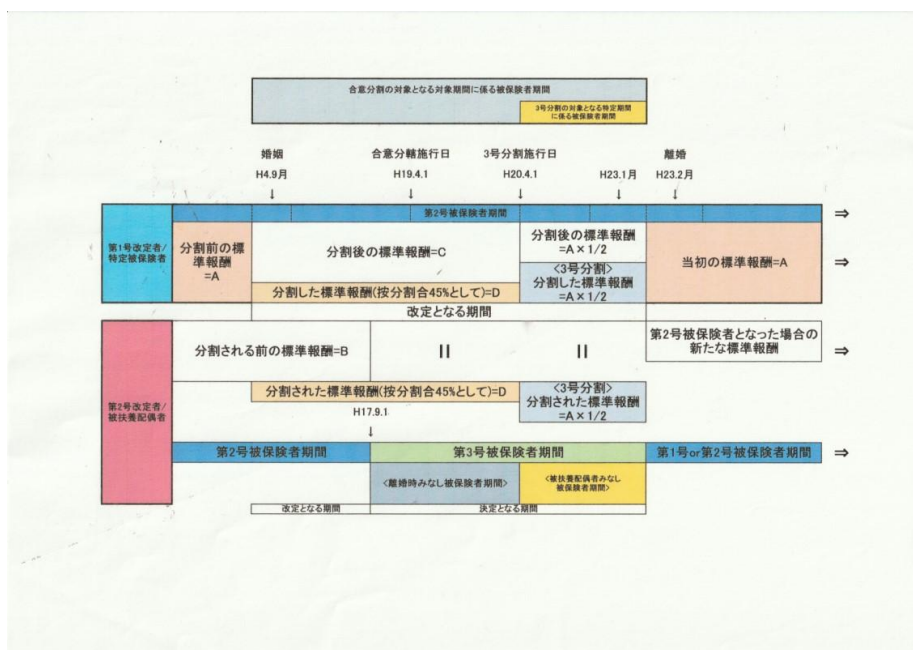
対象期間に平成 15 年 4 月 1 日(同日から、年金給付の額を算定するに当たって標準賞与額も反映するという「**総報酬制**」が導入されました)前の期間があるときは、同日前の期間に係る被保険者期間の各月の標準報酬月額の総額に 1.3 を掛けた額と同日以後の期間に係る被保険者期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額との合計を、対象期間の末日における再評価率を用いて再評価したものとします。

● 第 1 号改定者

離婚等した夫婦のうち、被保険者又は被保険者であった者であって、対象期間標準報酬総額の多い方で標準報酬が減額して改定されるものを言います。

● 第 2 号改定者

離婚等した夫婦のうち、第 1 号改定者の配偶者であった者であって、対象期間標準報酬総額の少ない方で標準報酬が増額して改定され、又は決定されるものを言います。



また、合意分割は、第2号改定者が国民年金の被保険者(第1号、第2号及び第3号被保険者※)に該当していた期間についても行われることになります。さらに、第2号改定者が国民年金の第1号被保険者や第3号被保険者※であった期間について標準報酬の分割を受けた場合は、当該期間は厚生年金保険の被保険者期間であったものとみなされることになります。これを「離婚時みなし被保険者期間」と言います。

なお、第2号改定者が国民年金の第1号被保険者や第3号被保険者であった場合を「決定(元々標準報酬を有していなかったから新たに決定となります)」と言い、第2号被保険者であった場合を「改定(標準報酬が増額されるから改定となります)」と言います。

※ 下記【3号分割請求のみなし適用】をご参照下さい。

【合意分割の要件】

- 婚姻期間中の厚生年金記録(標準報酬、つまり標準報酬月額と標準賞与額の合計)があること。従って、離婚等した夫婦がともに婚姻期間中、第1号被保険者の場合は離婚等しても年金の分割はできません。
- 離婚等した夫婦の合意又は家庭裁判所の決定(調停の成立又は審判の確定)により按分割合が定められていること。
- 原則として、離婚等した日の翌日から起算してから2年経過していないこと。つまり、**標準報酬改定請求**(当該請求は、按分割合について合意している場合では当事者が請求すること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書(あるいは、合意書(「年金分割の合意書」はこちらからどうぞ。日本年金機構ホームページより引用)に公証人の認諾を受ける方法でもいい)を作成した上で、当該合意ができていない場合にはその他厚生労働省令(厚生年金保険法施行規則)で定める方法(調停又は審判の手続きによるもの)※で行って、調停の場合では調停調書の謄本又は抄本、審判の場合では審判書の

謄本又は抄本及び確定証明書の交付を受けた上で行うことが必要とされています)(「標準報酬改定請求書」は[こちら](#)からどうぞ。日本年金機構ホームページより引用)は離婚等した時から2年以内(なお、2年以内という猶予期間があるとはいえ、合意分割により改定又は決定された標準報酬は、当該請求のあった日の属する月の翌月からしか改定又は決定されませんので、できるだけ早く請求するべきです。このような場合を「**将来に向かってのみ効力を有する**」と言います)にしなければなりません。ただし、下記の**例外**があります。

(例外)

- ・ 按分割合についての合意ができず、家庭裁判所に調停又は審判の申立て(当該申立てについても、離婚等した日の翌日から起算して2年経過するまでに行う必要があります)をした場合で、その長期化等により離婚等した日の翌日から起算して2年を経過してしまった後に調停が成立等した場合、又は当該請求期限経過日前の6か月以内に調停が成立した等した場合には、調停が成立した日等の翌日から起算して6か月を経過する日までであれば、当該請求を行うことができます。
- ・ 当該請求をする前に当事者の一方が死亡した場合であっても、当事者双方の合意内容が前述した公正証書等により客観的に明らかであれば、その死亡日から起算して1か月以内に当該請求を行うことができます。この場合には、当該死亡日の前日に当該請求があったものとみなされます。

※ 「**その他厚生労働省令(厚生年金保険法施行規則)で定める方法**」⇒厚生年金保険法第78条の2第3項、厚生年金保険法施行規則第78条の4

【3号分割請求のみなし適用】

3号分割が行われていない平成20年4月1日以後の特定期間の全部又は一部を対象期間として、合意分割を請求した場合には同時に、被扶養配偶者から3号分割の請求があったものと

みなされ、3号分割の結果を反映して合意分割の基礎である按分割合が決められます。

【按分割合の決定】

● 按分割合※の範囲

$$\frac{\text{按分前の第2号改定者の対象期間標準報酬総額}}{\text{按分前の第1号改定者の対象期間標準報酬総額} + \text{按分前の第2号改定者の対象期間標準報酬総額}} < \text{按分割合} \leq \frac{1}{2}$$

※ 按分割合とは、対象期間標準報酬総額に占める年金分割後の第2号改定者の持分割合になります。

<持分割合の例>									
←		対象期間標準報酬総額の合計額						→	
第1号改定者分 (全体の70%)				50%		30%		第2号改定者分 (全体の30%)	
				↓					
この範囲内にある割合(30%超50%以下)をもって 「按分割合」を定めることになります									

- 第2号改定者(つまり、少ない方)の額を増やす方向でしか按分割合は決められません。ただし、最大でも1/2、つまり両者の対象期間標準報酬総額が等しくなるのが上限で、それを超えて第2号改定者の額を増やすことはできません。
- 按分割合は、両者が協議して決定をします。ただし、当該協議が整わない場合、又は当該協議をすることができない場合には、家庭裁判所が請求すべき按分割合を決定(調停の成立又は審判の確定)します。なお、年金分割の制度を利用するに当たり、当事者の一方又は双方から、離婚前又は離婚後に最寄りの年金事務所等で年金分割のために必要な情報(定めることができる按分割合の範囲等)の提供を請求(「[年金分割のための情報提供請求書](#)」は[こちら](#)からどうぞ。日本年金機構ホームページより引用)することができます。年金分割

のために必要な情報は、「年金分割のための情報通知書」という文書により通知されます。

【改定割合の算定】

- 改定割合とは、第2号改定者に引き渡される第1号改定者の対象期間標準報酬総額の割合です。

例えば、改定割合が10%であれば、第1号改定者の対象期間標準報酬総額が10%減額となり、その分が第2号改定者の対象期間標準報酬総額に加算されることになります。

例えば、第1号改定者の対象期間標準報酬総額が10,000,000円、第2号改定者のそれが5,000,000円である場合で按分割合が40%である場合は、第2号改定者が分割を受ける額は、 $(10,000,000 \text{円} + 5,000,000 \text{円}) \times 40\% - 5,000,000 \text{円} = 1,000,000 \text{円}$ となります。つまり、第1号改定者としては、1,000,000円が減額されることになり、その割合は10%です。簡単に言えば、これが改定割合です。

さらに、下記の算式から按分割合を求めると、

分割前の第1号改定者の対象期間標準報酬総額=A 10,000,000円

分割前の第2号改定者の対象期間標準報酬総額=B 5,000,000円

按分割合=C 40%

改定割合=D 10%

A+Bの合計15,000,000円に対する分割後の第2号改定者の年金額 $(B + A \times D)$ の割合が按分割合Cになるわけです。

(参考：改定割合の算式)

$\text{＜按分割合－分割前の第2号改定者の対象期間標準報酬総額÷分割前の第1号改定者の対象期間標準報酬総額×(1－按分割合)＞/(按分割合－按分割合×変換率※+変換率)}$

※ 変換率とは、第2号改定者の再評価率で再評価した第1号改定者の対象期間標準報酬総額

÷第1号改定者の対象期間標準報酬総額のことです。変換率を用いるなど極めて難解な算式と
なっていますが、参考程度と捉えていただければ結構かと思います。

【標準報酬の改定又は決定】→厚生年金保険法第78条の6

対象期間に係る被保険者期間の各月につき、双方の標準報酬月額と標準賞与額が改定又は決定されます。

(第1号改定者)

- ・ 改定後の標準報酬月額→改定前の第1号改定者の標準報酬月額×(1－改定割合)
- ・ 改定後の標準賞与額→改定前の第1号改定者の標準賞与額×(1－改定割合)

(第2号改定者)

- ・ 改定後の標準報酬月額→改定前の第2号改定者の標準報酬月額＋改定前の第1号改定者の標準報酬月額×改定割合
- ・ 改定後の標準賞与額→改定前の第2号改定者の標準賞与額＋改定前の第1号改定者の標準賞与額×改定割合

【障害厚生年金との関係】→厚生年金保険法第78条の10第2項、同法第50条第1項、同法第43条第1項

- ・ 障害厚生年金の受給権者が第1号改定者の場合は、標準報酬改定請求は認められます。第1号改定者である障害厚生年金の受給権者については減額改定された年金額が当該請求月の翌月から支給され、第2号改定者には、第2号改定者が障害厚生年金を受給していれば、増額改定された年金額が当該請求月の翌月から支給されることになります。
- ・ 障害厚生年金の受給権者が第2号改定者の場合にも原則として、当該請求は認められます。ただし、その場合でも、その受給している障害厚生年金に「300か月みなし特例」※が適用されている場合には認められないことになります。ということは、この場合では、

第 2 号改定者が受給している障害厚生年金の額は従前と変わらないことになります。つまり、

「離婚時みなし被保険者期間」は計算の基礎としないということになります。ただし、標準報酬が改定されていることに変わりはありませんので、第 2 号改定者が将来、例えば老齢厚生年金を受給することになった場合には、改定又は決定された標準報酬や離婚時みなし被保険者期間が当該年金額の計算の基礎になり得るわけです。

※ 年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が 300 か月に満たない場合にこれを 300 か月とみなすというものです。

《 3 号分割制度について 》→平成 20 年 4 月 1 日施行

3 号分割制度は、離婚等(合意分割制度のところで述べたもの以外に、事実上離婚したと同様の事情にあると認められた場合、例えば、特定被保険者が行方不明となって 3 年経過した場合や夫婦としての共同生活が営まれていない場合などが含まれます)した元配偶者の特定期間における厚生年金(保険料納付)記録(つまり、標準報酬月額・標準賞与額、総称して標準報酬)の 1/2 について、合意を得ずに分割を請求できるものです。

3 号分割制度は「被扶養配偶者である期間についての特例」と言いますが、一般的には「3 号分割」と呼ばれています。

【用語の定義】

● 特定被保険者

被保険者又は被保険者であった者であって、標準報酬が減額して改定される者です。被扶養配偶者に対して分割する国民年金の第 2 号被保険者又は第 2 号被保険者であった者です。

● 被扶養配偶者

特定被保険者の配偶者として国民年金の第 3 号被保険者に該当していた者であって、3 号

分割において標準報酬が新たに**決定**される者です。

● 特定期間

特定被保険者が被保険者であった期間で、その被扶養配偶者が特定被保険者の配偶者として国民年金の第3号被保険者であった期間(平成20年4月以後の期間に限る)のことを言います。

そして、この場合には、当該特定被保険者の被扶養配偶者は、当該特定被保険者と離婚等した場合は、特定期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定及び決定を請求することができます。

また、当該請求は原則として、離婚等した日の翌日から起算して2年(なお、2年以内という猶予期間があるとはいえ、3号分割により改定及び決定された標準報酬は、当該請求のあった日の属する月の翌月からしか改定及び決定されませんので、できるだけ早く請求するべきです。このような場合を「**将来に向かってのみ効力を有する**」と言います)を経過した時はすることができません。ただし、下記の**例外**があります。

(例外)

- ・ 3号分割に併せて合意分割を行う場合において、按分割合についての合意ができず、家庭裁判所に調停又は審判の申立て(当該申立てについても、離婚等した日の翌日から起算して2年経過するまでに行う必要があります)をした場合で、その長期化等により離婚等した日の翌日から起算して2年を経過してしまった後に調停が成立等した場合、又は当該請求期限経過日前の6カ月以内に調停が成立等した場合には、調停が成立した日等の翌日から起算して6か月を経過する日までであれば、当該請求を行うことができます。
- ・ 当該請求をする前に特定被保険者が死亡した場合には、その死亡日から起算して1か月以内に当該請求を行うことができます。この場合には、当該死亡日の前日に当該請求があったものとみなされます。

【分割の対象となる標準報酬と分割割合】→厚生年金保険法第78条の14第2項及び第3項

特定期間に係る被保険者期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の 1/2 が被扶養配偶者に当然に分割されることになります。具体的には保険料納付記録が書き換えられて年金額に反映されることになります。

なお、3号分割によって分割を受けた期間であっても、その被扶養配偶者は国民年金の第3号被保険者には変わりはありません。しかし、当該特定期間に係る被保険者期間が厚生年金保険の被保険者期間でなければ厚生年金保険の年金額を正しく計算できなくなります。そこで、当該期間を「**被扶養配偶者みなし被保険者期間**」として厚生年金保険の年金額を計算することになるわけです。

【障害厚生年金との関係】 → 厚生年金保険法第78条の14第1項、同法第78条の18第2項

- ・ 特定被保険者が障害厚生年金の受給権者で、特定期間の全部の又は一部がその年金額の計算の基礎となっている場合、3号分割によって障害厚生年金が減ってしまうことになります。このようなことにならないように、特定期間の全部又は一部が特定被保険者が受給する障害厚生年金の計算の基礎となっているときには3号分割を請求することができません。つまり、特定期間のうち、特定被保険者に係る障害認定日の属する月までの被保険者期間がその対象になります。従って、特定期間のうち障害認定日の属する月後の被保険者期間については、3号分割を請求することが認められると考えられます。
- ・ 逆に、特定被保険者の被扶養配偶者が障害厚生年金の受給権者である場合では3号分割は認められます。ただし、その場合でも、その受給している障害厚生年金に「**300か月みなし特例**」が適用されている場合には認められないことになります。ということは、この場合では、特定被保険者の被扶養配偶者が受給している障害厚生年金の額は従前と変わらないことになります。つまり、「**被扶養配偶者みなし被保険者期間**」は計算の基礎としないということになります。ただ、標準報酬が決定されていることに変わりはありませんので、

被扶養配偶者が将来、例えば老齢厚生年金を受給することになった場合には、決定された標準報酬や被扶養配偶者みなし被保険者期間が当該年金額の計算の基礎になり得るわけ
です。

《 合意分割における離婚時みなし被保険者期間及び 3 号分割における被扶養配偶者みなし被保険者期間の共通の扱いについて 》

内 容	被保険者期間への算入の有(○)無(×)
特別支給の老齢厚生年金の「報酬比例部分」の年金額の計算の基礎となる期間	○
特別支給の老齢厚生年金の「定額部分」の年金額の計算の基礎となる期間	×
特別支給の老齢厚生年金の支給要件のひとつである厚生年金保険の被保険者期間(1年以上)	×
原則支給の老齢厚生年金の支給要件のひとつである厚生年金保険の被保険者期間(1か月以上)	○
老齢厚生年金の支給要件のひとつである受給資格期間(つまり、国民年金の老齢基礎年金の受給資格期間)(10 年以上)	×
厚生年金保険の被保険者期間が 44 年以上ある場合の特例(長期加入者の特例)における被保険者期間	×
加給年金額の支給要件のひとつであるその受給権者の要件である老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数(原則として 240 以上)	×
配偶者に係る加給年金額は当該配偶者自身の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が原則として 240 以上になると、当該加給年金額が支給停止になる。その場合の当該被保険者期間	○
配偶者に係る加給年金額が加算されている老齢厚生年金の受給権者の配偶者に老齢基礎年金が支給される場合には、当該配偶者に振替加算が加算される。しかし、当該配偶者自身の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が原則として 240 以上になると振替加算が行われなくなる。その場合の当該被保険者期間	○
遺族厚生年金の支給要件のひとつである死亡した者の範囲のうち「長期要件」に該当したことで遺族厚生年金が支給される場合で、老齢厚生年金の受給権者(国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 25 年以上ある者に限る)又は国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 25 年以上ある者が死亡した場合における当該期間	○
「長期要件」による遺族厚生年金に加算される「中高齢寡婦加算」の支給要件のうち、死亡した夫の厚生年金保険の年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数は原則として 240 以上が必要となる。その場合の当該被保険者期間	×
300 か月みなし特例が適用された障害厚生年金	×
300 か月みなし特例が適用されていない障害厚生年金	○

300 か月みなし特例が適用された「短期要件」による遺族厚生年金	×
国民年金の脱退一時金の支給要件のひとつである保険料納付済期間等の月数	×